

施策8 産業廃棄物適正処理を推進します

基本目標

5 ごみの減量化が図られ、資源が循環しているまち

ごみ減量の意識及び取組への価値観を高め、一人ひとりが行動につなげるなど、ごみの減量・資源化が図られたまちを目指します。

1 産業廃棄物の対策

1 現状と課題

(1) 現状

- 産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた20種類（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など）をいいます。（45ページ、図7-1-1「廃棄物の区分」参照）

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものは「特別管理産業廃棄物」といいます。

- 産業廃棄物は、排出する事業者自らの責任で適正処理するか、許可を持つ処理業者へ処理を委託して行わなければならないが、その処理の工程はマニフェスト制度^{※85}により管理されています。

なお、委託された産業廃棄物は、通常、市域又は県域を越えて広域的な処理がされていますが、埋立処分される廃棄物はそのほとんどが市外で処分されています。

- 市内の産業廃棄物排出事業者から提出された「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」及び「電子マニフェストシステム」の使用により、報告された市内における産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の発生量は、平成22年度で679,653tでした。

その内訳は、建設工事に伴って発生する「がれき類」が大半を占め、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「木くず」「汚泥」などの建設系廃棄物が発生量の大部分を占めています。そのほか、「廃プラスチック類」「鉱さい」「動植物性残さ」が各年度を通じ多めに推移しています。

- 本市で発生する産業廃棄物は、製造業者等からのものは少なく、建設系の産業廃棄物が大半を占めているため、建設工事の施工数、工事の規模等により各年度の発生量が大きく変動しています。

なお、建設系の産業廃棄物は、平成12年に制定された建設リサイクル法の普及により再資源化が進んでいることから、本市で発生する産業廃棄物の大部分が再生利用されているものと推測されます。

- 本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた「産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物保管基準」に基づき、産業廃棄物が適正に処理されるよう排出者の事業所への立入検査、収去検査（抜き取り検査）を行うとともに、委託契約やマニフェストの管理等が適正に行われているか確認し、必要に応じて指導を行っています。

また、産業廃棄物の減量化を一層推進するため、減量化のための啓発や排出指導を行っています。

※85 マニフェスト制度／排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストをわたしながら、処理の流れを確認する仕組み。

- 産業廃棄物処理業者に対しては、定期的に処理施設等の立入検査を行い、産業廃棄物の適正処理が円滑に進むよう監視、指導を行うとともに、不適正な処理があった場合には、勧告、命令等を行い是正させています。
- 平成23年度の産業廃棄物関連業者への立入検査は、排出事業者に943回、処理業者に256回実施しており、その他関連事業者を含めると延べ1,670回の立入検査を行いました。立入検査の結果、特に悪質、大規模な不適正処理はありませんでしたが、軽微なものについては改善指導を行い是正させています。
- 平成23年度に本市が把握した産業廃棄物の不法投棄は8件あり、そのほとんどが建設系の廃棄物で、投棄量は5.14tでした。
- 近年、本市における不適正処理は、野外焼却（野焼き）が最も多く、平成23年度には114件の指導を行いました。
- そのほか、軽微な不適正処理が発覚していますが、いずれも指導により是正されています。



市内野焼き現場

表8-1-1 産業廃棄物の排出状況

産業廃棄物 (単位:t)					特別管理産業廃棄物 (単位:t)						
品目	対象年度	19年度	20年度	21年度	22年度	品目	対象年度	19年度	20年度	21年度	22年度
燃え殻		287	1,437	2,182	541	引火性廃油		13	221	110	205
汚泥		8,409	8,626	16,121	7,568	腐食性廃酸		73	62	27	27
廃油		2,484	26,143	1,037	1,608	腐食性廃アルカリ		21	51	1,506	189
廃酸		74	482	173	918	感染性産業廃棄物		3,879	1,298	1,280	1,433
廃アルカリ		281	175	358	336	特定有害廃PCB等		439	1,033	1,605	1,895
廃プラスチック類		12,210	17,168	14,243	15,572	特定有害PCB汚染物		392			
紙くず		16,230	1,009	960	5,855	特定有害指定下水汚泥			14		
木くず		15,429	20,156	17,447	13,901	特定有害鉱さい		578	752	522	591
繊維くず		1,403	697	321	290	特定有害廃石綿等		111	42	26	1
動植物性残さ		274	313	11,965	12,144	特定有害ばいじん		5,499	4,526	3,839	3,627
動物系固形不要物		112				特定有害燃え殻		22	2		
ゴムくず				2	2	特定有害廃油		428	11	64	14
金属くず		5,308	5,420	11,488	5,518	特定有害汚泥		57	7	6	3
ガラス等くず		14,473	55,215	15,990	77,594	特定有害廃酸		43	20	71	29
鉱さい		36,879	27,569	21,911	21,536	特定有害廃アルカリ		18	42	136	1
がれき類		180,322	124,351	215,451	457,350	13号特定有害廃棄物					
動物のふん尿						計		11,573	8,081	9,192	8,015
動物の死体											
ばいじん			251								
13号廃棄物			84								
混合廃棄物(その他)		11,609	19,484	13,779	50,905						
計		305,784	308,580	343,428	671,638						

(2) 課題

【排出抑制・再生利用の推進】

- 市内の産業廃棄物の排出状況は微増傾向で推移していますが、排出量の大半を占める建設工事による廃棄物の増減が全体量に大きく影響しています。

中でも建築物等の解体により排出される廃棄物は、昭和40年代以降に急増した建築物等の更新時期を迎えていることから、今後とも発生量が増加することが予想されます。

- 近年、産業廃棄物は再生利用が進み、全体から見る埋立処分量は減少傾向にあるものの、全国的に最終処分場の残余容量がひっ迫する中、いかに埋立処分量を削減するかが喫緊の課題となっています。

【適正処理】

- 産業廃棄物の不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による排出者責任の明確化や罰則の強化などにより全国的に減少傾向にありますが、未だに後を絶ちません。

- 本市においては、平成16年3月に発覚した岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案（施策8の2参照）を教訓に、「二度とこのような不適正処理は起こさせない！見逃さない！」という強い意志のもと、排出事業者や処理業者の監視・指導体制を強化してきました。

今後も、さらなる監視体制強化の充実に図り、産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するとともに、防止に向けた普及・啓発が必要です。

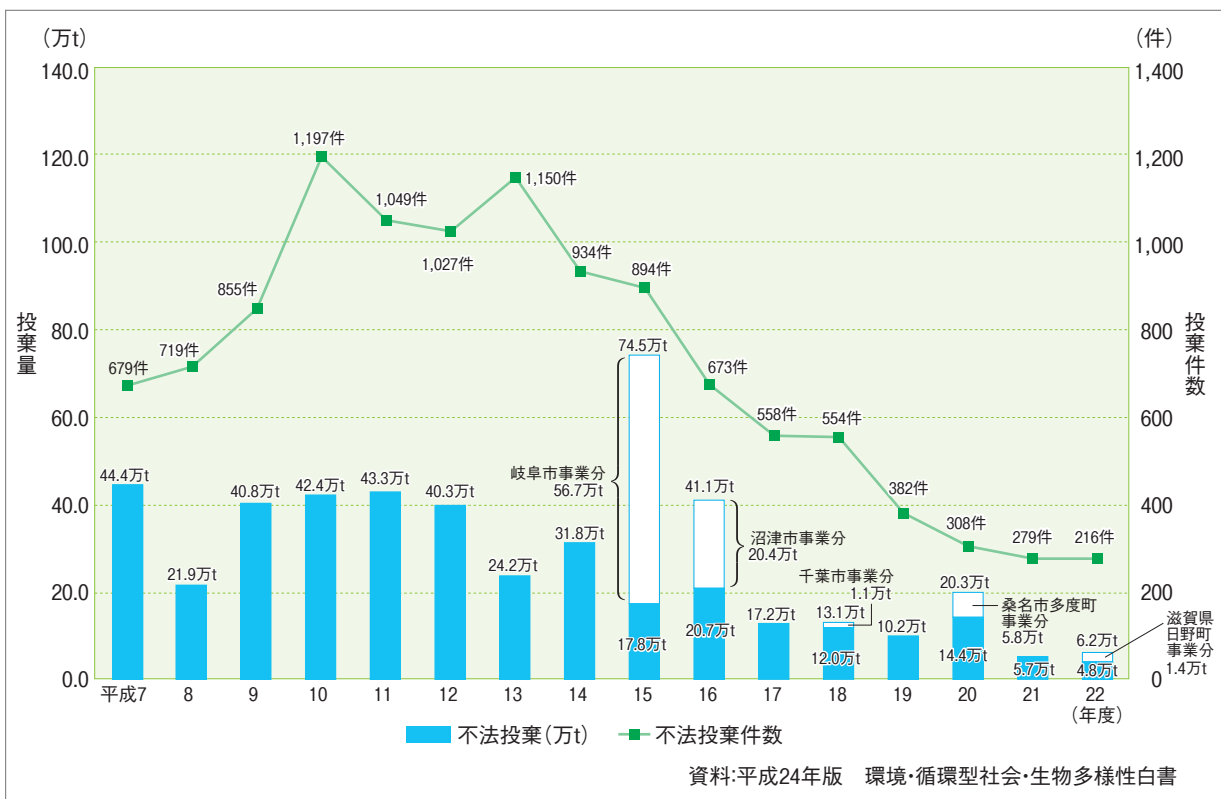


図8-1-1 全国の産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移

2 主な取組

(1) 発生抑制と再生利用の推進

- 排出事業者による産業廃棄物の排出抑制・減量化を促進します。
- 公共工事で発生した産業廃棄物の再生利用を促進します。

(2) 適正管理・処理の推進

- 排出事業者・処理業者への立入検査を行います。
- 処理施設の適正な維持管理に関する立入指導を行います。
- 排出事業者責任やマニフェスト制度の徹底を推進します。
- PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正な保管や処理の推進に向けた指導を行います。
- 自動車リサイクル法に関する立入検査や指導を行います。

(3) 不適正処理の防止

- 不法投棄110番、岐阜市不法投棄監視モニター、郵便局、森林組合からの情報提供、民間委託による監視パトロール、監視カメラなどを活用し、不法投棄の早期発見、事案の把握に努めます。
- 産廃Gメンによる日常的なパトロールにより、産業廃棄物の不適正処理に目を光らせ未然防止に努めます。
- 問題のある事業所等に対しては、継続的に監視しながら頻りに立入りし、厳正かつ毅然たる姿勢で是正に向けた指導を行います。
- 発覚した不適正処理事案については、警察や関連機関と連携しながら早期解決に向けて行政指導を行うとともに、悪質な場合は警察署に告発します。
- 産業廃棄物情報管理システムにより産業廃棄物関連情報を一元管理し、不適正処理の早期対応や事案の再発を防止します。

(4) 排出抑制・適正処理の意識啓発

- 市のホームページなどを通じ、広く市民に産業廃棄物関連情報を提供します。
- 排出事業者や処理業者に対し、廃棄物の処理等に関する講習会などの情報を提供して知識習得の機会を周知するとともに、出前講座などを通じて廃棄物の排出抑制や適正処理について啓発します。
- 建設リサイクル法全国一斉パトロールや全国ごみ不法投棄監視ウィークなどの活動の中で、関連事業者等を対象にした意識啓発を行います。

3 指標と目標値

指標名	現況値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	指標の見方
産業廃棄物の不法投棄件数	8件	0件	市民などからの通報、監視パトロールにより新たに確認された不法投棄件数